

令和2年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和2年12月1日(火)から同年12月10日(木)までの10日間

- 「交通安全意識を高める日」 12月1日 (火)
- 「みんなで迷惑駐車をなくする日」 12月1日 (火)
- 「自転車安全利用の日」 12月2日 (水)

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやり 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (5) 自転車の安全利用の確保

7 運動重点に関する主な推進項目

各重点に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ=交通安全は家庭から

い=いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ=ぬれたみちでは スリップちゅうい

の=のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ

あ=あおしんごうでも みぎ・ひだり

し=シートベルトは カチッとなるまで

あ=あかるいふくと はんしゃざい

と=「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

(1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、高齢者交通事故死者の多くが歩行中の事故であることから、歩行者の安全確保を図る必要がある。

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るために交通ルール遵守の呼び掛け
- ◆ 歩行中児童の交通事故の特徴（走行車両の直前直後横断や飛び出しが多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

イ 歩行者の安全の確保

- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ◆ 電動車いす等の交通ルールとマナー

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の

死亡事故の多くが道路横断中に発生し、このうち約3割が横断歩道横断中であり、歩行者保護意識の向上が必要であること、高齢者の交通事故死者数の減少が強く求められている中、高齢運転者による重大交通事故が発生していること、後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、高齢運転者等による安全運転の確保が必要である。

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道手前での減速・停止義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての指導・啓発

イ 高齢運転者の交通事故防止

- ◆ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
 - ◆ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
 - ◆ 国のサポカー補助金及び県の高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
 - ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
 - ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル#8080）の周知及び利用促進
 - ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
 - ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話合い
 - ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用
- ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
 - ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
 - ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の全ての座席におけるシートベルト着用の必要性

（3）飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）

等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を図る必要がある。

ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
 - ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶を呼びかける活動
 - ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
 - ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」
 - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない
 - ◆ ハンドルキーパー運動の促進
 - ※ 自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるという運動
 - ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付
- イ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の根絶
- ◆ 「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則創設等の周知
 - ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った安全運転の必要性
 - ◆ ドライブレコーダーの普及促進
- ウ 共通項目
- ◆ 交通事故被害者の声等を反映した飲酒運転等根絶の呼び掛け
 - ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性の周知
 - ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

(4) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、人や車の動きが活発となるほか、日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る必要がある。

- ◆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（65歳以上の高齢歩行者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ◆ 早めのライト点灯、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用

※ 早めのライト点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

- ◆ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(5) 自転車の安全利用の確保

自転車乗用中の交通事故死者が増加したこと、自転車側の死傷者の多くに何らかの法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守と交通マナーの周知徹底が必要である。

ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車運転者講習制度

※ 対象となる危険行為に、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）が追加

- ◆ 6月30日に施行された「兵庫県道路交通法施行細則の一部改正」による自転車の乗車人員の年齢制限に関する規定

※ 幼児用座席に乗車させることができる者を「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正

イ 自転車の安全利用の促進

- ◆ 反射材用品等の活用
- ◆ ヘルメット着用
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入

8 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

また、計画に基づきイベント等各種活動を実施する場合、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の情勢に応じて、中止・延期・規模縮小等を慎重に判断する。

◆ 具体的活動例

- 各種広報媒体を活用した多面的な広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け・訪問型の交通安全指導
- 各種行事を利用したキャンペーン
- 通学路や交通事故多発場所における交通監視・見守り活動
- インターネットや動画等を活用した各種活動

9 推進機関・団体及び協働団体

別記のとおり

別記

【推進機関・団体】(順不同)

兵庫県	(一社)神戸市医師会	兵庫県道路利用者協会
兵庫県議会	(公社)兵庫県看護協会	地区交通安全協会
兵庫県警察	兵庫県下消防長会	地区地域交通安全活動推進委員協議会
兵庫県市長会	兵庫県商工会連合会	地区自家用自動車協会
兵庫県町村会	神戸商工会議所	兵庫県高速道路交通安全協議会
兵庫県連合自治会	兵庫県経営者協会	西日本旅客鉄道(株)神戸支社
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会	阪急電鉄(株)
(子育て応援ネット)	(公財)兵庫県老人クラブ連合会	阪神電気鉄道(株)
(日本赤十字社兵庫県支部)	(一社)神戸市老人クラブ連合会	山陽電気鉄道(株)
(一財)兵庫県交通安全協会	兵庫県P T A協議会	神戸電鉄(株)
神戸市	神戸市P T A協議会	(一社)日本自動車連盟兵庫支部
各市町	兵庫県都市教育長協議会	(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県教育委員会	兵庫県市町村教育委員会連合会	兵庫県石油商業組合
神戸市教育委員会	兵庫県立高等学校P T A連合会	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
各市町(組合)教育委員会	(一社)兵庫県私学連合会	(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
兵庫県公安委員会	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会	日本放送協会神戸放送局
神戸地方検察庁	(公社)兵庫県保育協会	サンテレビジョン
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	兵庫県連合青年団	(株)ラジオ関西
国土交通省近畿地方整備局	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会	兵庫エフエム放送株式会社
厚生労働省兵庫労働局	兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会	朝日新聞神戸総局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	毎日新聞神戸支局
西日本高速道路(株)関西支社	(一社)兵庫県トラック協会	読売新聞神戸総局
阪神高速道路(株)神戸管理部	(公社)兵庫県バス協会	産経新聞神戸総局
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	(一社)兵庫県タクシー協会	共同通信社神戸支局
兵庫県道路公社	(一社)兵庫県指定自動車教習所協会	神戸新聞社
神戸市道路公社	自動車安全運転センター兵庫県事務所	日本経済新聞神戸支社
兵庫県弁護士会	軽自動車検査協会兵庫事務所	時事通信社神戸支局
(一社)兵庫県医師会	(一社)日本二輪車普及安全協会	

【協働団体】(順不同)

兵庫県商工会議所連合会	兵庫県自転車軽自動車商業協同組合	地区ロータリークラブ
兵庫県商店連合会	兵庫県駐車場協会連合会	ライガ国際協会 335-A、335-D 地区(兵庫一円)
神戸市商店街連合会	(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部	兵庫県興行協会
神戸市自治会連絡協議会	交通労連兵庫県支部	伊丹産業(株)
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会	兵庫県百貨店協会	西日本電信電話(株)兵庫支店
(一社)兵庫県鍼灸師会	兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会	日本たばこ産業(株)神戸支店
(社福)兵庫県社会福祉協議会	兵庫県小売酒販組合連合会	全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	兵庫県青少年団体連絡協議会	兵庫県生命保険協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合会	神戸市青年団体協議会	(一社)日本損害保険協会近畿支部
全兵庫個人タクシー事業協同組合	神戸市青少年育成協議会	損害保険ジャパン日本興亜㈱
神戸個人タクシー事業協同組合	日本ボーイスカウト兵庫連盟	三井住友海上火災保険㈱
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部	(一社)ガールスカウト兵庫県連盟	あいおいニッセイ同和損害保険㈱
神戸市民生活協同組合	兵庫県子ども会連合会	a u損害保険株式会社
兵庫県交通共済協同組合	兵庫県消費者団体連絡協議会	ジェイ・ディ共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合	神戸市消費者協会	東京海上日動火災保険㈱
兵庫県軽自動車協会	(一社)兵庫県道路標識標示業協会	
(一社)兵庫県自動車整備振興会	兵庫県レンタカー協会	

